

## 条例・規則の取扱いに関する法令

### 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（規則）

第 15 条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

（第 2 項 省略）

（長の専決処分）

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を召集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の議会においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

### 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

第 3 条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第 1 条の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

## 先進事例

### 新設合併での条例、規則等の調整方針の例

#### あきる野市（東京都 平成7年9月1日合併）

- (1) 2市町同一又は一方のみに定めている条例、規則等については、基本的に現行の例によるものとし、双方に相違又は類似している条例、規則等については、いずれかを基本として整理又は双方協議調整して統一化を図り、事務事業に支障のないような適切な措置を講ずるものとする。
- (2) 使用料、手数料、補助金又は各種事務事業の取扱い等の協議と関係する2市町の条例、規則等については、それぞれの調整方針を踏まえて規定の整理を行うものとする。

#### 篠山市（兵庫県 平成11年4月1日合併）

- (1) 4町及び多紀郡広域行政事務組合が制定している条例、規則等について、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。
- (2) 類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一し、事務事業に支障のないよう適切な措置を講ずるものとする。
- (3) 合併協議会で確認された事項については、それぞれの調整方針に従って整理する。

#### 西東京市（東京都 平成13年1月21日合併）

条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させるもの
- 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
- 合併後、逐次制定し、施行させるもの

#### さいたま市（埼玉県 平成14年4月1日合併）

条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう、整備するものとする。

#### 山県市（岐阜県 平成15年4月1日合併）

条例、規則等については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障がないよう整備するものとする。

#### 東かがわ市（香川県 平成15年4月1日合併）

3町に共通して制定されている内容に差異のない条例、規則等については、現行の例により新市において制定するものとし、3町ともに制定しているが内容に差異があるもの及び2町又は1町のみ制定されているものについては事務事業の調整内容をもとに支障がないように整備する。